

令和6年能登半島地震により被災者された方々が 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供 できます

- 被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証(被保険者証等)を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、
- ・ 氏名、生年月日、・住所
 - ・ 負担割合(1割、2割又は3割)
- を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、令和6年4月末までの介護 サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必要 はありません

- 以下(1)(2)の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。(被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。)
- ※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1) 令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入されている方
(詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害」>「石川県能登地方を震源とする地震について」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。